

静岡市規則第 23 号

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 3 月 19 日

静岡市長

難波 高司

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成15年静岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市条例第15条第4項（市条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（市条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第3条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第12条第2項及び第16条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

第19条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

様式第2号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

様式第10号中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

様式第14号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。